

函館市居住支援協議会会則

(名称)

第1条 この会は、函館市居住支援協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者、保護観察対象者等その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の入居の円滑化に関し、必要な措置について協議することにより、函館市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について協議等を行うものとする。

- (1) 住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進および居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動および民間賃貸住宅の賃貸人からの物件情報の提供促進のための環境整備に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

- 2 会長は，函館市都市建設部の課長職から選任する。
- 3 副会長は，函館市保健福祉部の課長職から選任する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は，次のとおりとする。

- (1) 会長は，協議会を代表し，会務を総括する。
- (2) 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は，函館市都市建設部住宅課に置く。

(会議)

第8条 会議は，会長が招集する。

- 2 会議は，毎年度1回以上開催するほか，会長が必要と認めたときは，その都度開催することができる。
- 3 会長は，必要があると認めるときは，会員以外の者の会議への出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 会員（第8条第3項の規定により会議に出席した者を含む。）

は，協議会の活動において知り得た秘密を第三者に漏らし，または自己の利益のために利用してはならない。また，知り得た個人情報の漏洩，滅失および毀損の防止，その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

この会則は，令和5年2月3日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	団体名等
不動産関係団体	公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会函館支部 公益社団法人 全日本不動産協会北海道本部道南ブロック 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会道南支部
福祉関係団体	社会福祉法人 函館市社会福祉協議会 函館市地域包括支援センター連絡協議会
行政機関	法務省 函館保護観察所 函館市